

都民安全推進本部 都民の声窓口に寄せられた都民の声（令和3年11月分）

◆受付件数と区分

（単位：件）

提言	意見	苦情	要望	相談	問合せ	その他	合計
0	2	1	7	2	42	0	54

※上記区分の定義

提言：施策の未実施や不十分さ等について、新たな施策の実施や既存の施策の改善策を具体的に提示し、その実施を求めるもの。

意見：施策や職員の行為についての激励・感謝、評論・感想等で、一般的な都政や知事発言等に対する賛否や批判を含むもの。

苦情：施策の実施または未実施等に伴う被害等の不都合や職員の対応への不満を申し立てるもの。また、その是正、補償、陳謝等の救済を求めるもの。

要望：施策の未実施や不十分さ等について改善を求めるもので、改善の方法等について言及されていないか、あるいは抽象的なもの。

相談：困りごとについて判断の指針や助言、またはそのために必要な情報や対話を通じて求めるもの。

問合せ：施設の所在地、事務所の所管部署、施策の内容や手続など知りたい点を明示して尋ねるもの。

その他：都政運営とは直接関係のない事象に関する苦情・要望・提言・意見で、趣旨等不明の訴え等を含むもの。

◆ 寄せられた都民の声と都の対応事例（令和3年11月分）

▶ （都民の声）

高齢ドライバー向け安全運転支援装置の補助金のことについて、装置を設置したいがどのような手続きをすればよいのか。

（対応）

高齢者安全運転支援装置設置促進事業補助金は、都内在住の高齢者が、ペダルの踏み間違い等による急加速等を抑制する安全運転支援装置を、5割の負担で購入・設置できるよう、取扱事業者に対し、都が当該費用の5割を補助（補助限度額は6万円/台）するものです。また、補助対象となるのは、令和4年3月31日までに購入・設置した場合となります。

対象となる高齢者の要件は、以下の通りです。

- ・ 都内在住で、令和3年度中に満70歳以上となる方(昭和27年4月1日以前生まれ)
- ・ 運転免許証を有すること
- ・ 安全運転支援装置を設置することが可能な自動車であること
- ・ 自動車検査証の「自家用・事業用の別」に自家用と記されたもの

本補助制度の利用を希望する際の手続きは、以下の通りです。

- 取扱事業者（※1）の店舗にご相談ください。
- 店舗で、車の状態や要件について確認を受け、設置日を予約してください。
- 予約日に、ご本人が来店し、運転免許証・自動車検査証（※2）をご提示のうえ、申込書をご記入・ご提出してください。
- 店舗にて本人確認ののち、装置を購入・設置したあと、店舗から使用方法をご説明します。
- ご本人は本人負担分の金額をその場でお支払いください。

※1 最新の取扱事業者の一覧や店舗連絡先等については都民安全推進本部ホームページをご覧ください。

なお、事業者により取り扱う装置の種類は異なります。車種や年式により、装置を設置できない場合もありますので、お持ちの車が装置に適合した車種であるかどうか等については、事業者店舗にご相談ください。

※2 店舗で写しを取らせていただきます。

都民安全推進本部ホームページトップ >交通安全対策 >高齢者交通事故防止対策 >
高齢者安全運転支援装置設置促進事業補助金

<http://www.tomin-anken.metro.tokyo.jp/kotsu/kakusyutaisaku/koureisha/hojokin/>